

一般社団法人日本外科学会若手外科医育成・交流基金に関する施行規程

(目的)

第1条 この規程は、この法人（以下、本会と略記）の若手外科医育成・交流基金（以下、基金と略記）に関して必要な事項を定め、その適正な執行を確保することを目的とする。

(使途)

第2条 基金の使途は、定款第4条第7号の事業の実施に限定する。

(構成)

第3条 基金は、次の各号の財産をもって構成する。

- 1) 基金とすることを指定して寄附された財産
- 2) 理事会が基金に繰り入れることを決議した財産
(管理運用)

第4条 基金は、元本が回収できる見込みが高く、かつ、高い運用益が得られる方法で、固定資産として管理する。

(充当)

第5条 基金の計画的な取り崩しによって事業の実施に充当するものとし、運用益は基金全額を費消する年度において、その全額を執行する。

- 2 前項の取り崩し額及び運用益の額は、予算に計上しなければならない。

(処分)

第6条 事業の実施上、やむを得ない事由のため、予算に計上した計画的な取り崩し額を超えて基金及び運用益の全部又は一部を処分しようとするときは、理事会の決議を得なければならない。

(規程の変更)

第7条 この規程は、理事会の決議によって変更することができる。

(疑義の処理)

第8条 この規程の施行について疑義が生じたときは、理事会の決議によって決する。

(規程の廃止)

第9条 この規程は、理事会の決議によって廃止することができる。

附 則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。